

公益社団法人日本煙火協会
役員報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本煙火協会（以下、「この法人」という。）の定款第31条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事 この法人に週3日以上勤務することを指示された理事をいう。
- (3) 常勤監事 この法人に週3日以上勤務することを指示された監事をいう。
- (4) 非常勤役員 常勤理事及び常勤監事以外の役員をいう。
- (5) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用 職務遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 常勤理事については、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内で、一人当たりの年間報酬額10,000,000円を限度として、その役割及び職務並びにこの法人の財政状況及び事務局職員の給与水準等を勘案して理事会で決定し、その年間報酬額を12で除した額（以下、「報酬月額」という。）を毎月25日に報酬として支給する。

- 2 常勤監事については、この法人に置く予定がないことから無報酬とする。
- 3 非常勤役員の内、外部役員については、理事会及び監査に出席した都度、20,000円を限度に報酬として支給することができる。

(報酬の計算)

第4条 新たに常勤理事となった者には、その日から報酬を支給し、退任したときは、その日までの報酬を支給する。

- 2 常勤理事が死亡したときは、その月までの報酬を支給する。
- 3 第1項の規定により報酬を支給する場合には、その月の実勤務日数により日割計算とする。

(退職慰労金及び功労金)

第5条 常勤理事が退職する場合は、年度毎の報酬月額にそれぞれの役員勤続年数を乗じた額を退職慰労金として支給する。役員勤続年数は切り上げとする。

2 前項による退職手当の他、特に功労のあった者に対しては、役員功労金を支給することができる。その支給額については、理事会で協議し、総会で決定する。

(費用)

第6条 常勤理事には、毎月25日に通勤手当として1ヶ月分の通勤定期代を支給する。

2 非常勤役員には、理事会に出席した都度、交通費の実費を支給する。

3 役員が、職務遂行のための出張に要する旅費（宿泊費を含む）の支給については、理事会の決議により別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益社団法人の設立の日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月10日から施行する。